

転出入時の手続きについて

カトリック教会では、洗礼を受けるのと同時に、受洗教会に「信徒籍」が置かれます。この信徒籍は、教会における住民票のようなもので、引っ越しなどで所属教会を変更する際には必ず信徒籍の転入手続きが必要となります。

➤ 転出入の手続き

1. 所属している教会から、別の教会へ転出する際は、まず転出先の教会を決めます。この時、転出先の教会に連絡する必要はありません。
2. 教会事務室に転出する事を伝え、『転出証明書発行願い』(C-1)を受け取って記入します。
(家族など、複数人が一緒に転出する際は、転出証明書発行願いの「同伴信徒」の欄に記入することが出来ますので、用紙は一枚で大丈夫です。)
3. 『転出証明書発行願い』(C-1)に必要事項を記入したら、教会事務室に提出し、後日発行される『転出証明書』(C-2)を受け取ります。
4. その後、出来るだけ速やかに、受け取った『転出証明書』(C-2)を転出先の教会に提出します。信徒が行う手続きは、これで完了となります。

※ 受け取った『転出証明書』(C-2)を提出しないと、手続きは完了せず、信徒籍が所属している教会に残ったままになってしまいますのでご注意ください。

※ 転出証明書の書類は、全て手書き・複写式となっており、web上での手続きは出来ません。